

介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

Q：介護保険負担限度額認定とはどのような制度ですか。

A：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院に入所・入院・ショートステイを利用している方の食費や居住費を軽減する制度です。

Q：介護保険負担限度額はどのような軽減がされるのですか。

A：軽減できるものは食費と居住費になります。

【1日あたりの負担限度額】令和7年8月より変更

課税 区分	対象者	利用者 負担 段階	居住費等				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
非課税 世帯	老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	課税年金収入額＋非課税年金 収入額＋合計所得金額≤80. 9万円／年	第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
	課税年金収入額＋非課税年金 収入額＋合計所得金額が80. 9万円超120万円以下	第3段階 ①	1,370 円	1,370 円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
	課税年金収入額＋非課税年金 収入額＋合計所得金額が12 0万円超	第3段階 ②	1,370 円	1,370 円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
課税 世帯	上記以外の人	第4段階	2,066 円	1,728 円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

Q：介護保険負担限度額認定を受けるには、何か条件はありますか。

A：対象者は次の条件をすべて満たす方になります。

- (1) 本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市民税非課税であること
- (2) 本人と住民票上、同一世帯である方が市民税非課税であること
- (3) 資産が以下の金額を超えないこと

第1段階：単身	1, 0 0 0 万円以下	夫婦	2, 0 0 0 万円以下
第2段階：単身	6 5 0 万円以下	夫婦	1, 6 5 0 万円以下
第3段階①：単身	5 5 0 万円以下	夫婦	1, 5 5 0 万円以下
第3段階②：単身	5 0 0 万円以下	夫婦	1, 5 0 0 万円以下

※認定後、資産が上記金額を超えた場合、対象外となりますのでご連絡下さい。

対象となる資産の範囲は、預貯金のほか、現金、有価証券、投資信託、金・銀などになります。基本的には金額が把握できるものです。

また、個人の借入金などの証明書がある負債も資産要件に含まれます。

それ以外の資産がある場合は証明書がない場合であっても申請書の合計額に、預貯金とその概算額を加えた金額を記入して下さい。

Q：介護保険負担限度額認定制度における世帯基準はいつ時点のものになりますか。

A：市へ申請を行った日になります。

Q：介護保険負担限度額認定の申請をできる場所はどこですか。

A：中津市役所 介護長寿課、または三光支所、本耶馬溪支所、耶馬溪支所、山国支所の総務・住民課への持参または郵送による受付を行っております。

Q：現在、介護保険負担限度額認定を持っているが、介護保険施設へ入所・入院、ショートステイを利用していない場合については、申請をする必要がありますか。

A：該当するサービスを利用していない場合は、急いで申請する必要はありません。申請した結果基準に該当した場合は、申請月の1日から軽減措置を受けることができるため、サービスの利用が決定してからの申請で問題ありません。ただし、月末や年末年始に申請する場合は翌月の申請にならないように気を付けて下さい。

Q：本人や配偶者の課税状況がわかりません。どのように知ることができますか。

A：令和 7 年 1 月 1 日時点で中津市に住所を有していた場合は、令和 7 年 6 月 1 1 日以降であれば中津市役所 介護長寿課 介護係で課税か非課税かは確認することができますので、確認をした上で申請して下さい。

Q：介護保険負担限度額認定の所得要件とはどのようなものですか。

A：所得要件は、本人に加えて配偶者が非課税であり、かつ、住民票上の同一世帯全員が非課税であることが条件となっています。

Q：同一住居に世帯を別とする親族がいる場合は、課税者がいる世帯として取り扱われますか。

A：あくまで、住民票上の同一世帯内に課税者がいるかどうかで判定しますので、世帯を別とする親族は、判定をする際の対象にはなりません。
ただし、配偶者に関してのみ、世帯を別にしていても対象となりますのでご注意ください。

Q：市民税課税の配偶者がいたために、介護保険負担限度額認定が非該当となりましたが、配偶者が死亡した場合や配偶者と離婚した場合は、再度申請すれば対象となりますか。

A：申請時現在で、本人及び同一世帯の世帯員全員が非課税であり、資産要件に該当している場合は対象となります。

Q：現在、介護保険負担限度額認定を持っている方が転居、結婚等により課税世帯に属することになった場合は申し出る必要がありますか。

A：介護保険負担限度額認定の所得要件は、世帯が課税であるかで判定します。世帯状況に変更が生じた場合は、中津市役所介護長寿課まで申し出て下さい。

Q：収入申告をしていないため、未申告となっています。その場合であっても申請することはできますか。

A：未申告の場合は、介護保険負担限度額認定の判定が正しくできない場合がございますので、収入申告をお願いします。収入申告は中津市役所 税務課 市民税係で行うことができます。その後、負担限度額認定の申請をして下さい。

Q：調べても課税（非課税年金の受給額、合計所得金額等）がわからなかったの
で、申請書の記入欄に○をつけられません。

A：全くわからないのであれば空欄でかまいません。お調べさせていただきます。

Q：資産要件の基準を超える預貯金を持っていますが、申請する必要はありますか。

A：申請しても、非該当となりますので、申請をする必要はありません。ただし、資産が減少し、資産要件に該当することとなった場合に、申請していただければ該当月より軽減措置を受けられます。

Q：申請日時点では資産要件により介護保険負担限度額認定の対象外であったが、資産が減少し、資産要件に該当するようになった場合は、再度申請すれば対象となりますか。

A：対象となりますが、軽減措置を受けられるのは再申請をした申請月の1日時点になります。最初に申請した申請日まではさかのぼって適用はしません。

Q：資産要件の基準の金額以下になるように預貯金を下ろした場合はどうなりますか。

A：預貯金が基準の金額以下になるように預貯金を下ろした場合であっても、資産要件には現金が含まれるため、非該当になります。仮に目的もなく、基準に該当するよう預貯金を下ろして軽減措置を受けた場合は、中津市で事実を把握できた時点で軽減措置を行った金額に加えその2倍の金額を返還していただくことになります。

Q：インターネットバンクに預金している場合は、通帳の写しを取ることができませんが、どのような書類を添付すればいいですか。

A：預金しているインターネットバンクへ残高証明の発行を依頼するか、インターネットで預貯金が表示されているページを印刷して提出して下さい。

Q：負債を確認するための資料とはどのようなものですか。

A：負債額を確認できる資料としては、借用書の写しなどになります。借用書の写し以外に、貸付額、返済期日、署名が書かれ、捺印されている書類など、借用書ではないものも負債として認められる場合があります。

Q：通帳が複数ある場合は、すべての通帳のコピーが必要になりますか。

A：すべての通帳のコピーが必要になります。

Q：昨年度に通帳のコピーは提出したが、今回も必要なのか。

A：年度ごとに判定が必要ですので、添付をお願いします。

Q：通帳の印字が、直近2か月以内ではない場合は記帳しなくてはいけないのですか。その理由を教えてください。

A：必ず記帳をお願いします。理由としては、年金支給が通常2か月ごとにあるので、収入や資産の状況を把握するために必要な期間であると考えられるからです。

Q：通帳をすべて提出することになっているが、地方にある銀行で2か月以内の記帳ができない場合はどうしたらいいか。

A：その通帳の口座は現在も出入金があるか確認して下さい。出入金がある口座である場合は、残高証明の発行が可能か金融機関に問い合わせして下さい。

Q：出入金が全くない通帳があるのですが、その場合の通帳も提出が必要ですか。また、その通帳は記帳ができないのですが、どうしたらいいですか。

A：長期間出入金がない口座であっても提出は必要です。また、出入金がないことが確実であれば、2か月以前の記帳でもかまいません。

Q：通帳のコピーについて、2か月以内の日付で印字がされていれば、印字されている行が1行のみでも大丈夫ですか。

A：そのような場合は、年金が振り込まれている口座か判断ができないため、前のページもコピーして下さい。

Q：通帳を紛失しているため、通帳のコピーを出せません。どのようにしたらいいですか。

A：通帳の再発行をしていただくか、残高証明を添付して下さい。